

温

1から 1まで (現行のとおり)

例) (新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特

る。 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用す等についての次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる規定をいう。)のまん延の影響を受けた温室効果ガス排出事業者する能力を有することが新たに報告されものに限る。)である感年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス感染2 | 令和十四年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染

第四条の五第二項	(現行のとお	(現行のとお
	\mathcal{D})	≥)
第四条の六の二第	(現行のとお	(現行のとお
111层	(D)	≥)
第四条の七第四項	(現行のとお	(現行のとお
	\mathcal{D}	\mathcal{D})
第四条の八第一項	(現行のとお	(現行のとお

图 图

こから 1まで (略)

例) (新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特

第四条の五第二項	(盤)	(盤)
三項第四条の六の二第	(盎)	(盤)
第四条の七第四項	(盤)	(盎)
第四条の八第一項	(盤)	(盤)

無一中		
第四条の八第一項	(現行のとお	(現行のとお
無川中	S)	≥)
第四条の八第一項	(現行のとお	(現行のとお
無川中	2)	2)
第四条の九第一項	九月末日	九月末日(ただ
		し、削減義務期
		間の終了の生
		関の場合に関が今和元年
		あっては今相関の場合は
		<u> </u>
第四条の九第一項	(現行のとお	(現行のとお
無一中	S)	\sim)
第四条の九第一項	四月三日	四月三日(ただ
無一中		し、削減義務期
		間の終了の生
		度が令和元年
		めっては令和度の場合に
		三年八月四日) まっているま
第四条の十八第一	(現行のとお	(現行のとお
画	2)	2)
第四条の十九第三	(現行のとお	(現行のとお
	(ک)	۵)
第四条の二十第一	(現行のとお	(現行のとお
鬥	2)	2)
<u> 第 四 条 の 二 十 1 の</u>	<u> </u>	谷期間(ただ
五の二第一項		し、平成二十八
		年十月一日か

(盤)	(盤)
(∜□)	(盤)
(童)	
((
(盤)	(盤)
ハーコハノ	(1H=3N)
(整製)	(整點)
(经)	(雀)
(重)	
(盤)	(盤)
(盤)	(盤)
(石はみ)	(左ばり
を変えて	(整設)
	(器) (器) (器)

		四本にの年日本日 一人 を 格二 と 四一二 を 格 一人 の 生月 し 年 日一二 を 格 九 て る 一今 一 か 八 へ 日十 の ま 月 は 期 日 和 日 市 の ま ま 4 間 か 回 末 令 十 年 昭			
	次減度対量振め能て座は定業温しる第条九の計の象等替っ削いに一管所暖た場二の月削画属との可で減る記般理に化特合号九末減期かな算能、量振録管口係対定にの第計間のる定削当等替き理座の策地談掲一第画の削年の減該に可れ口又指事球当げ項回	暖た場二の期がて削う能日和に可度度した 化特合お九限別は減ち削、四を能とが、月 対定にに第、に、量、減当年の削な令当末 策地該掲一第定携に携量振一は減る和終日 事球当げ項回め県め県等替用、量振元了た 業温しる第条の等の可末令等替年	(権領)	(整設)	(権盟)

	T	九田同期次減度対量振め削いに一管所用、お割の計の象等替っ減る記般理に不然削固属との可に 振録管口係 定了減期すな算能は 基替さ理座のめ後計間るる定削当等可か口又指 2の画の削年の減談に能へ座は定
+<		月末日) ては今和四年 の場合にあっ が令和元年度 間の終了年度 し、削減計画期
一頃 第四条の二十三第	o) (現行のとお o) (現行のとお o) (現行のとお	o) (関行のとなっ) (関行のとなっ) (関行のとなっ)
第四条の二十六第	(現行のとお	(現行のとお

(権 設)	((整設)
第四条の二十三第	(と)	(盤)
1 暦	(盤)	(盤)
	(盤)	(盤)
第四条の二十六第	(盤)	(盤)

(現行のとお	(現行のとお
S)	2)
(現行のとお	(現行のとお
2)	
(現行のとお	(現行のとお
S)	
	(現行のとおり) (現行のとおり)

1 1		
	(ช)	(盤)
	(盤)	(釜)
項第五条の十九第一	(盤)	(盤)